

久喜市立小・中・義務教育学校の
教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年3月
久喜市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「久喜市教育振興基本計画」の基本理念である『だれもが夢と志をもちみんなで豊かな人生を切り拓く 久喜の教育』の実現に向け、その担い手である教育職員が心身ともに健康で、活力を持って教育活動に邁進できる環境を整備するために策定する。本計画に基づき業務の適正化を推進し、教育職員が子ども一人ひとりと向き合う時間と心のゆとりを創出することで、久喜市の教育の質のさらなる向上を図ることを目的とする。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「久喜市立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32.8時間	23.1%	0.8%
中学校	月40.2時間	37.2%	5.0%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校23.1%、中学校37.2%と全体の3割程度である。授業計画の立案・準備や事務的業務の負担感が大きくなっており、学校における働き方改革を推進することで、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

【カッコ内は令和6年度の数値】

(1) 時間外在校等時間に関する目標

・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
【75.1%】

・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする
【35.6時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の取得日数10日以上の割合を100%にする
【65.5%】

・ストレスチェックにおける健康リスクの値80以下にする。 【84】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」¹を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

登下校に関する業務(「3分類」①関係)

・登下校に関する安全見守り活動を見直し、各地域の実情を踏まえた登校時間の適正化や保護者・地域住民による見守り活動を推進する。

保護者対応(「3分類」⑤関係)

・保護者対応の接遇について、ガイドブック等の参考資料を作成し、教職員に周知するとともに、学校とのコミュニケーションに関する保護者向け資料を作成し、周知することを通して、学校と家庭の役割分担や連絡ルールの共通理解を深め、円滑かつ良好な関係性を構築する。

¹ 令和7年9月26日付 7文科初第1404号「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」により示されたもの

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・学校への調査の精選や調査システムの改善により、調査の回答に係る事務負担を軽減する。

学校施設の管理業務(「3分類」⑨関係)

- ・学校の施設管理負担の軽減および指導の専門性向上を図るため、中学校を中心に水泳学習の外部委託を推進する。

部活動における外部指導者拡充と地域展開(「3分類」⑬関係)

- ・令和9年度までに休日の部活動は全て地域展開をするとともに、平日の部活動への外部指導者の配置を段階的に拡充する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

事務的業務の精査(「3分類」⑯⑱関係)

- ・事務的業務の内容を整理し、合理化するシステムを導入する。
- ・各学校において校務DXを円滑に推進するため、「方策」を例示し、組織的な改善を促す。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の充実を図る。

指導計画の立案・準備(「3分類」⑮関係)

- ・指導計画の立案・準備に関する業務を合理化する方策を例示する。
- ・共有して活用が可能な教材やデータを一元管理するため、全校共有教材データベースを作成し、資料を蓄積・共有する体制を整える。

チーム学校・チーム久喜体制(「3分類」⑲関係)

- ・スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)が生徒指導関係の校内会議へ参加する体制を整える。
- ・学校への人的配置を拡充し、外部人材による教職員業務の直接的サポートを充実させる。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応を関係機関が連携して対応する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校行事の教育的価値を改めて評価し、実施方法、内容、練習時間等について、年間実施時間の最適化を図る。
- ・学習指導要領に基づく資質能力の育成に十分成果を上げることを前提としたうえで、総時数を最適化した教育課程を編成する。
- ・標準授業時数を踏まえた教育課程を編成したうえで、適正な週あたりの日課（週日課）を設定する。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、69.4%から80%にする。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間超えが常態化している教育職員に対し、管理職や指導主事による面談・指導を実施する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・長期休業等の期間中に一斉閉庁日の設定を行う。
- ・教育職員の柔軟な働き方の実現を目指し、学校運営に支障のない範囲においてテレワークの利用を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、市HPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、市で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会等を通して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。